

日本基督教団東中国教区規則

1956年 4月24日改正	1957年 4月24日改正
1958年 11月17日改正	1959年 4月14日改正
1961年 5月3日改正	1965年 5月4日改正
1967年 4月26日改正	1969年 5月5日改正
1973年 5月3日改正	1992年 5月25日改正
2001年 5月21日改正	2006年 5月22日改正
2009年 5月26日改正	

第 1 章 地 域

- 第 1 条 (1) 本教区の地域は、次の通りとする。
岡山県 鳥取県

第 2 章 教区総会及び常置委員会 教 区 総 会

- 第 2 条 (1) 教区総会は、次に掲げる議員をもって組織する。
- ① 教区内における教会および伝道所の主任担任教師またはその代務者、ただし、現住陪餐会員 200 名を有する第 1 種教会では、担任教師 1 名を加え、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を加えることができる。
 - ② 教区内における正教師たる巡回教師および正教師たる教務教師の互選による者、総数の 3 分の 1
 - ③ 教区内における教会の役員たる信徒各教会につき 1 名、ただし、現住陪餐会員 200 名を有する第 1 種教会では、2 名とし、さらに現住陪餐会員 200 名を増すごとに 1 名を増すことができる。
 - ④ 教師または信徒で常置委員会の議決を経て教区総会議長の推薦する者、ただし、その数は、推薦議員以外の議員総数の 100 分の 8 を越えてはならない。
- (2) 前項第 1 号、第 2 号の議員および第 4 号の議員で教師である者は、本教区の教師名簿に登録された者でなければならない。

- 第 3 条 (1) 議員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。議員の任期は、定期総会の日から始まる。

- (2) 補欠による議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第 4 条 (1) 次に掲げる者は、准議員として教区総会に出席し発言する事ができる。ただし、表決に加わることができない。

- ① 教師で議員でない者
- ② 補教師で議員でない者
- ③ 教区総会において推薦する者
- ④ 教会及び関係団体においてキリスト教教育主事として在職する者

(2) 前項第1号および第2号の准議員は、本教区の教師名簿に登録された現任の教師でなければならない。

ただし、この場合隠退教師は、現任教師と同じ取り扱いをうけるものとする。無任所教師は常置委員会の議を経て准議員となることができる。

第 5 条 第3条の規定は、准議員の任期につき準用する。

第 6 条 (1) 教区総会に議長、副議長および書記1名を置く。

(2) 議長および副議長は、正教師たる教師議員の中から、書記は議員の中から、定期総会において選挙する。

第 7 条 (1) 議長および副議長の選挙は、投票によって行う。

(2) 投票は、ひとり1票無記名とする。

第 8 条 (1) 議長および副議長は、有効投票の過半数を得た者をもって当選者とする。

(2) 前項の規定によって当選者を得ることのできないときは、再投票を行い、なお、当選者を得ることができないときは、高得点者2名について決戦投票を行い、得票同数のときは、抽選をもって当選者を決定する。

第 9 条 (1) 議長、副議長および書記の任期は、2年とする。

ただし、再選を妨げない。

(2) 任期満了後でも、後任者の就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

第 10 条 (1) 議長または副議長が欠けたときは、教区総会において選挙する。

(2) 議長および副議長がともに欠けたときは、常置委員会において選挙し、次期教区総会において承認を求めるものとする。

(3) 書記の欠けたときは、常置委員会において選挙する。

(4) 補欠による議長、副議長および書記の任期は、各々その前任者の残任期間とする。

第 11 条 (1) 議長および副議長がともに事故あるときは、書記が議長の職務を行い、仮議長を定める。

(2) 第6条(2)および第9条の規定は、仮議長の場合にもこれを準用する。

- (3) 仮議長は、正教師の議員の中から選ぶ。
- 第 12 条 議長は、議場の秩序を維持し、議事を整理し、教区総会を代表する。
- 第 13 条 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 第 14 条 書記は、議長の命を受け、会議の事務および議事の記録にあたる
- 第 15 条 (1) 教区総会は、定期総会および臨時総会とする。
(2) 教区総会は、教区総会議長が召集する。
(3) 定期総会は、毎年 1 回、4 月または 5 月中に開く。
(4) 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開く。
① 議長において臨時緊急の必要があると認めるとき
② 議員の 5 分の 1 以上の要求があったとき
③ 常置委員会の半数以上の要求があったとき
- 第 16 条 教区総会は、緊急の場合のほか、開会 14 日以前に開会の日時、場所および会期を定め、議案を付して召集するものとする。
- 第 17 条 教区総会は、議員総数 3 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き決議する事が出来ない。
- 第 18 条 教区総会において処理すべき事項は、次のとおりである。
(1) 教区の教勢および教務に関する事項
(2) 常置委員および各部委員の選挙に関する事項
(3) 歳入歳出予算、決算および財務に関する事項
(4) 教師の按手礼および准允に関する事項
(5) 牧師、伝道師の就任、退任その他教師の異動に関する事項
(6) 教会および伝道所の設立、合併、加入または解散、教会種別の変更に関する事項
(7) 教会および伝道所の連絡および指導に関する事項
(8) 宣教、公益事業の振興に関する事項
(9) 教会記録の審査に関する事項
(10) 教団総会議員の選挙に関する事項
(11) 訴願に関する事項
(12) 教区規則の変更に関する事項
(13) その他教区における重要な事項
- 第 19 条 教区総会は、その権限の一部を常置委員会に委任することができる。
- 第 20 条 議事は、別段の定めがなければ出席議員の過半数をもって決する可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第 21 条 議案を提出できる者および条件は、次のとおりとする。
(1) 常置委員会
(2) 議員、ただし、議員 10 名以上の賛成者の連署を要する。経費を要す

る議案は、これに必要な収支予算案を添えなければならない。

- 第 21 条の 2 議案は、教区総会議長の定めた期日までに到達するように提出しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 第 22 条 教師または信徒は、議員 5 名以上の同意を得て教区総会に建議または請願をすることができる。
- 第 23 条 (1) 教区総会は、開会中、次の特別委員を置く。
① 議事運営委員 5 名 ② 報告審査委員 5 名
③ 財務審査委員 3 名 ④ 建議請願審査委員 3 名
(2) 教区総会は、必要あるとき前項各号の員数を変更し、また前項以外の特別委員若干名を置くことができる。
- 第 24 条 (1) 教区総会は、その総会期の事務を行うため、次の常任委員を置く。
会計監査委員 3 名
教会・伝道所記録審査委員 若干名
(2) 前項の常任委員のほか、教区総会は、必要あるとき、常任委員若干名を置くことができる。
- 第 25 条 (1) 常任委員の任期は、議員の任期による。
(2) 補欠による常任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 26 条 (1) 会計監査委員は、歳入歳出決算その他会計上の監査をするものとする。監査の結果は、意見を付して、教区総会に報告しなければならない。
(2) 教会記録審査委員は教区総会期中各教会記録を審査し、その結果を教会記録審査委員長に報告し、委員長は総会に報告する。
- 第 27 条 特別委員および常任委員は、議員の互選による。
- 第 28 条 (1) 特別委員および常任委員は、それぞれ特別委員会、常任委員会を組織する。
(2) 特別委員会および常任委員会に、それぞれ委員長 1 名を置き委員の互選によって定める。
(3) 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理し、委員会を代表する。

常置委員会

- 第 29 条 常置委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
(1) 教区総会議長、副議長および書記
(2) 教区総会議員の互選による者 7 名
- 第 30 条 常置委員会は、常任常置委員若干名をあげ、緊急事務の処理を委任することができる。ただし事後常置委員会に報告してその承認を受けねばならない。

- 第 31 条 常置委員会の任期は、教区総会議員の任期による。
- 第 32 条 (1) 常置委員に欠員を生じたときは、教区総会において互選をもって定められた補充員からその順に従って補充する。
(2) 補欠による常置委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 33 条 常置委員会は、次の事項を処理する。
(1) 教区総会閉会中、総会に代わって処理すべき重要な事項
(2) 教区総会の権限に属する事項でその委任を受けた事項
(3) 教区規則の変更、歳入歳出予算および決算その他総会に提出すべき議案に関する事項
(4) 教区総会が成立しないとき、または教区総会議長において教区総会を招集するいとまがないと認めたとき、教区総会に付議すべき事項
(5) 教区の人事交流に関する事項
(6) その他教区における重要な事項
- 第 34 条 常置委員会の処理事項は、次期総会に報告し、その承認を受けなければならない。

第 3 章 部および常設委員

- 第 35 条 教区に次の部を置く。
(1) 宣教部 (2) 教師部 (3) 財務部
- 第 36 条 (1) 宣教部は 6 地区の伝道・教育・社会・信徒活動、その他宣教に関わる活動を総括し、連絡・調整・援助等、教区における宣教の進展に必要な事項をつかさどる。
(2) 宣教部に次の委員会を置く
① 伝道委員会 5名 ② 教育委員会 5名
③ 社会委員会 5名
(3) 各委員会は地区に活動の主体をおきつつ次の事項をつかさどる。
① 伝道委員会は教会強化、交流、開拓伝道等の伝道活動に関する事項をつかさどる。
② 教育委員会は信徒の研修、教会学校、讃美歌、教会音楽の普及研修、その他教会教育に必要な事項をつかさどる。
③ 社会委員会は社会問題に関する事項、人権問題に関する事項、社会福祉団体との協力および連絡、ならびに緊急援助活動に関する事項をつかさどる。
(4) 宣教部は教区副議長が統括し、常置委員、各地区委員長、各委員会委員長からなる宣教会議を招集する。

(5) 宣教師委員は、教区総会において選出し、任期は2年、各委員会の委員長は委員の互選とする。また、各委員会に必要あれば、若干名の委員を追加することができる。

第 37 条 教師部は、教区宣教の研究、教師の研修に関する事項をつかさどる。

第 38 条 財務部は、教区内における負担金の割賦及び徴収、教区の財産管理その他財務に関する事項をつかさどる。

第 39 条 (1) 教師部、財務部に委員長および委員若干名を置く。

(2) 委員は、教区総会において選出し、委員長は、委員の互選による。

(3) 委員の任期は2年とする。

第 40 条 (1) 委員に欠員を生じた場合には、常置委員会の議を経て補充することができる。

(2) 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 41 条 教区総会または常置委員会は、必要あるとき、特設委員会を置くことができる。

第 4 章 地 区

第 42 条 (1) 本教区は、宣教活動を推進、強化するために次の地区を置く。

① 岡山県北部 ② 岡山県東部 ③ 岡山県中部

④ 岡山県西部 ⑤ 鳥取県東部 ⑥ 鳥取県西部

(2) 地区は、地区内の教会および伝道所の教師および信徒をもって委員会（協議会）を組織し、地区委員長を選任し、地区活動に必要な担当委員を置く。

第 5 章 教 区 事 務 所

第 43 条 教区事務所は、教区総会の定めるところに置く。

第 44 条 教区事務所は、教区総会議長の管理に属し、次の事項を処理する。

(1) 教団事務局との連絡に関する事項。

(2) 教会、伝道所との連絡に関する事項。

(3) 官庁その他各種団体との連絡に関する事項。

(4) 統計、記録ならびに文書の保管に関する事項。

(5) 教区総会および常置委員会の所管事項に関する事項。

(6) 各部および常設委員会の所管事項に関する事項。

(7) 教団規則、教区規則その他の規則により処理すべき事項。

第 45 条 (1) 教区事務所に主事その他の職員を置くことができる。

(2) 主事その他の職員は、常置委員会の議決を経て、教区総会議長が任用する。

第 6 章 財 務

- 第 46 条 本教区の経費は、教会および伝道所の負担金、献金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 第 47 条 (1) 教会および伝道所の負担金は、教区総会の議決を経て定める
(2) 前項の負担金は、教会および伝道所の歳出経常費総額を基準とし、その他適当な方法によって定める。
- 第 48 条 前条の負担金は原則として月割とし、教区事務所に納付するものとする
- 第 49 条 天災その他やむを得ない事故のため負担金を納付することのできない教会または伝道所があるときは、その申請により常置委員会の決議を経て、その負担金の一部または全部を延納させまたは免除することができる。
- 第 50 条 予算は経常および臨時の二部に分け、各款項目に区分しなければならない。
- 第 51 条 天災その他やむを得ない事由により必要が生じたときは、常置委員会の議決を経て、予算の追加または変更をすることができる。
- 第 52 条 特別の必要があるときは、教区総会の議決をへて、特別費を設けることができる。
- 第 53 条 予算案は、教区総会に提出しなければならない。
- 第 54 条 本教区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

補 則

- 第 55 条 教区総会議長の承認を受けるべき事項は、別段の定めがある場合を除き、すべて常置委員会の議を経なければならない。
- 第 56 条 教区総会議長の承認した事項は、すべて教団総会議長の同意を得なければならない。
- 第 57 条 本教区規則は、教会総会において、出席議員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

付 則

- 第 58 条 本教区規則に定めない事項については、教団規則および諸規則を準用する。
- 第 59 条 本教区規則は教区総会において議決し、教団総会議長の承認を得てこれを施行する。